

入間市手数料条例の一部改正要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正されました。

これにより、個人番号に係る通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付事務がなくなるため、当該事務の手数料に係る規定を削除するものです。

1 改正内容

入間市手数料条例別表の 20 の項を削除するものです。

2 施行日 公布の日